

児童手当

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している方に支給されるものです。

請求手続は、出生や転入から15日以内に！

児童手当を受けるためには請求手続が必要です。原則として、請求した月の翌月分から支給します。ただし、誕生日や前住所の転出予定日等（以下「事実発生日」といいます。）が月末に近い場合、請求日が翌月になっても事実発生日の翌日から15日以内であれば、請求した月分から支給します。

請求手続が遅れると、遅れた月分の手当を受けられませんので、ご注意ください。

【支給対象となる児童】

中学校修了前（15歳に達する日以後最初の3月31日まで）の児童

【支給額】

児童の年齢		支給額（1人あたり月額）
3歳未満		一律 15,000円
3歳以上小学校修了前	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		一律 10,000円

令和4年10月支給分から児童手当が変わります！！

制度内容の詳細は、2ページ目以降をご覧ください。

《 お問い合わせ先・申請窓口 》

京都市子ども家庭支援課分室(児童手当担当) 電話:(075)251-1123

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル3階（烏丸御池交差点南西角）

FAX:(075)251-1132 (FAXによる申請はできません)

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000117268.html>

京都市子ども家庭支援課分室では、郵送での申請等も受け付けています。

京都市 児童手当

検索

※ 区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室、京北出張所、神川出張所では、窓口での受付及び一般的な制度内容についてのお問い合わせのみ対応します。



京都市
CITY OF KYOTO



● 対象者（受給者となる方）

京都市内に住民登録があり、支給対象となる児童を養育している方（父母や未成年後見人等）。父母がともに養育している場合、児童の生計を維持する程度の高い方（主に所得の高い方）が受給者となります。

- ※ 父母が海外に居住している場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
- ※ 父母、未成年後見人又は父母指定者以外でも、児童を養育している方が受給者となる場合があります。
- ※ 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に支給される場合があります。
- ※ 施設入所又は里親委託中の児童の手当は、施設の設置者又は里親に支給されます。
- ※ 公務員の方は、勤務先で請求手続きを行ってください。

● 支給対象となる児童

日本国内に居住している中学校修了（15歳に達する日以後最初の3月31日）までの児童。

- ※ 留学のため海外に居住している児童も対象となる場合がありますので、詳しくは京都市子ども家庭支援課分室にお問い合わせください。

● 支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

【令和4年6月支給分まで】

- ※ 児童を養育している方の所得が、下記表の①（所得制限限度額）未満の場合、表面の支給額を、所得が①以上の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

【令和4年10月支給分から】

- ※ 児童を養育している方の所得が、下記表の①（所得制限限度額）未満の場合、表面の支給額を、所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。所得が②以上の場合、手当は支給されません。
- ※ 手当が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

【支給額の例】（所得制限限度額未満で、3人の児童を養育し、その年齢が各々次の場合）	
● 16歳、14歳、11歳	
14歳は中学生で10,000円	
11歳は小学校修了前の第3子となり15,000円	【月額25,000円】
● 19歳、14歳、11歳	
19歳の児童は数えません	
11歳は小学校修了前の第2子となり10,000円	【月額20,000円】

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額（万円）	収入額の目安（万円）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

- ※ 扶養親族等の数は、税法上の控除対象配偶者及び扶養親族（施設入所又は里親委託中の児

童を除きます。)並びに前年12月31日に受給者が養育している税法上の扶養親族となっていない児童の人数となります。(今年に生まれた児童は含まれません。)

- ※ 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる方の限度額(所得額ベース)は、上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額となります。
- ※ 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を越えた1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。
- ※ 児童を養育している方の当該年度の所得額から控除額を控除した額を限度額と比較します。(控除額:一律控除(社会保険料等相当額)8万円,障害者控除27万円,特別障害者控除40万円,寡婦控除27万円,ひとり親控除35万円,勤労学生控除27万円,雑損控除,医療費控除及び小規模企業共済等掛金控除は控除相当額,長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額)

● 手当の支給を受けるとき

手当を受けるためには請求手続が必要です(※1)。原則として、請求した日の属する月の翌月分から支給します。ただし、事実発生日の翌日から15日以内に請求手続を行えば、事実発生日の属する月の翌月分から支給を受けることができます。

請求手続が遅れると、遅れた月分の手当が受けられませんのでご注意ください。

主な事由	必要書類
児童が生まれたとき	・ 認定請求書 ・ 請求者名義の普通預金(貯金)の通帳又はキャッシュカードの写し ・ 請求者の健康保険証等の写し(※2) ・ 請求者の個人番号確認書類 ・ 請求者の身元確認書類
受給者が他の市町村から転入したとき	
児童を養育したとき(受給者を変更するとき)	
受給者が公務員でなくなったとき	

※1 世帯状況等に応じて、上記以外にも書類を提出いただく場合があります。

※2 健康保険証の写しを提出いただく際は、「被保険者等記号・番号」及び「保険者番号」をマスキング(黒塗り)して下さい。また、請求者の健康保険の種類によっては、年金加入証明書が必要となります。詳しくは、認定請求書の裏面をご覧ください。認定請求書は京都市子ども家庭支援課分室、各区役所・支所、京北出張所、神川出張所で配布しているほか、ホームページ(表紙参照)からダウンロードできます。



マスキングの例

● 支給時期

請求手続の際に指定された請求者名義の口座に、原則として、6月、10月、2月に、それぞれの前月までの手当を振り込みます。支給日は10日前後を予定しています。

※ 受給資格消滅等の場合は、他の月に支給することがあります。

● 現況届(毎年6月)

令和4年度分から児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

(現況届の提出が必要な方)

- ・ 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
 - ・ 支給要件児童の戸籍がない方
 - ・ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
 - ・ その他、本市から提出の案内があった方
- ※ 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。
- ※ 現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

● 時効

手当を受給する権利は、権利を行使できるときから2年を経過したときに時効により消滅します。

(例) 現況届を提出しなかったことにより、10月10日の定期支給が受けられなかった場合、支払日(10月10日)の翌日が権利を行使できるときとなります。

● 手当の支給が終わるとき

手当の受給要件を満たさなくなったときは手続が必要となります。手当の支給は、支給事由の消滅した日の属する月で終了します。

手当の受給資格がないにもかかわらず、手当を受給した場合は、受給された金額を返納していただくこととなりますので、手続の必要な方は速やかに届出をしてください。

主な事由	必要書類
児童が15歳到達日以後最初の3月31日を迎えたとき	手続は不要です。
児童を養育しなくなったとき(離婚、拘禁等)	・受給事由消滅届 ※同様式は京都市子ども家庭支援課分室、各区役所・支所、京北出張所、神川出張所で配布しているほか、ホームページ(表紙参照)からダウンロードできます。
受給者がお亡くなりになったとき(※1)	
受給者が京都市外に転出したとき(※2)	
受給者が公務員になったとき	

※1 支払うべき手当に未支払があるときは児童に未支払分の手当を支給しますので、未支払請求書を提出してください。新たに受給者となる養育者は、認定請求手続が必要です。

※2 市外転出する場合で、引き続き手当の受給要件に該当するときは、転出予定日の翌日から起算して15日以内に転出先で手当の請求手続をしてください。

● その他、手続が必要なとき

次の事由に該当するときは、速やかに手続をしてください。

主な事由	手続様式	
支給対象となる児童が増えたとき(手当の額が増えるとき)	額改定認定請求書	
支給対象となる児童が減ったとき(手当の額が減るとき)	額改定届	
受給者が公務員になったとき	分室、区役所等へ	受給事由消滅届
	勤務先へ	認定請求書
受給者が公務員でなくなったとき	分室、区役所等へ	認定請求書
	勤務先へ	受給事由消滅届
受給者の住所が変わったとき(京都市内で住所変更)	変更届	
養育している児童のみ住所が変わったとき	引き続き児童を養育している場合	変更届、申立書
	児童を養育しなくなった場合	消滅届
受給者又は養育している児童の名前が変わったとき	変更届	
振込口座を変更するとき	変更届	
受給者、配偶者、市外居住の児童のマイナンバーが変わったとき	個人番号変更等申出書	

※ 手続によって、請求者名義の普通預金(貯金)の通帳又はキャッシュカード、請求者本人の健康保険証等、年金加入証明書、生計関係その他の書類が必要となります。

※ 認定請求書、別居監護の申立書、個人番号変更等申出書については、マイナンバー(個人番号)の記入と、個人番号確認書類と身元確認書類の提示(郵送の場合は写しを同封)が必要です。詳しくは京都市子ども家庭支援課分室にお問い合わせください。

※ 手続様式は、ホームページ(表紙参照)からダウンロードできます。なお、マイナポータルによる電子申請の詳細については、ホームページ(表紙参照)をご確認ください。

※ 令和4年6月以降は、「配偶者の住所又は氏名が変わったとき」「一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、又は児童を養育していた配偶者がいなくなったとき」「受給者の加入する年金がかわったとき(受給者が公務員になったときを含む)」にも届出が必要になります。

《寄附の申し出》

受給者は、次代を担う児童の健やかな成長を支援するため、あらかじめ本市に申し出て、手当の全部又は一部を寄附することができます。詳しくは、京都市子ども家庭支援課分室にお問い合わせください。